

# 「月額ライセンス型 NEEDLEWORK」販売規約

## 第1章 総則

### 第1条 (規約の適用)

株式会社エーピーコミュニケーションズ (以下「当社」といいます) は、ファイアウォールポリシーテスト自動化アプライアンス「NEEDLEWORK」 (以下「本製品」といいます) 及び本製品の利用権 (以下「本ライセンス」といいます) に関する「月額ライセンス型」販売規約 (以下、「本規約」といいます) を以下の通り定めます。

当社と契約者との間において、本規約は、本製品の「月額ライセンス型」販売契約の内容になります。

### 第2条 (用語の定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

(1) 本製品

当社が提供するソフトウェア及びハードウェアの両機能により構成されるファイアウォールポリシーテスト自動化アプライアンス製品 (製品名: NEEDLEWORK) をいいます。

(2) 本ハードウェア

本製品を構成するハードウェアをいいます。

(3) 本ソフトウェア

本製品を構成するソフトウェアをいいます。

(4) 本ライセンス

本規約で許諾された範囲内において本製品を利用することができる権利をいいます。

(5) 本ライセンスファイル

契約者が本ライセンスを取得するために必要な、当社 WEB サイトからダウンロードするファイルをいいます。

(6) 契約者

本製品及び本ライセンスを当社から購入し、本製品を利用する者をいいます。

(7) 契約者設備

本製品を利用するため契約者が設置するサーバー、PC、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア並びに電気通信回線をいいます。

(8) 本マニュアル

本製品を利用するにあたり使い方を定めたマニュアルをいいます。

### 第3条 (本製品の利用)

- 1 契約者は、事前に本製品を購入し、随時本ライセンスファイルを当社 WEB サイトからダウンロードし、本ライセンスを購入することにより本製品を利用することができます。
- 2 本ライセンスファイルを本製品にインストールしない場合または本ライセンスが失効している場合、本製品は利用できません。

### 第4条 (本規約の送付及び本規約の変更)

- 1 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、契約者の利用条件は、変更後の規約によるものとします。

- 2 前項の変更をするときは、事前に、契約者が予め書面で指定した電子メールアドレス宛に電子メールにてその旨及び効力発生時期を通知し、変更後の規約を送付することとします。

## 第2章 販売条件

### 第5条（販売条件）

- 1 本製品の機能は、別途当社から契約者に提示される NEEDLEWORK マニュアル（以下、「本マニュアル」といいます）に記載のとおりとします。
- 2 当社は、契約者に対して、本製品に関する知的財産権を本規約に記載の目的及び本マニュアルに基づいた適切な操作で使用する譲渡不可の非独占的使用権を付与します。
- 3 知的財産権を除く本製品の所有権は、契約者が本製品の購入金額及びこれにかかる消費税等の支払いを完了した時に契約者に移転するものとします。

## 第3章 本製品の購入方法及び価格

### 第6条（本製品の購入申込方法）

- 1 本製品の購入の申込みをするときは、本規約を遵守することを承諾の上、当社所定の注文書必要事項を記入して、提出するものとします。
- 2 前項の申込みがなされて、当社が注文請書を発行することにより、契約が成立するものとします。

### 第7条（本製品の価格）

本製品の価格は、当社所定の注文書に定めるとおりとします。

### 第8条（購入金額等の支払い）

契約者は、本製品の購入金額及びこれにかかる消費税等を、購入月の末日に締切り、当社が発行する請求書に基づき、翌月末日までに当社の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとします。なお、振込手数料は、契約者の負担とします。

### 第9条（遅延損害金）

契約者が、本製品の購入金額その他本規約等に基づく債務を所定の支払期日を過ぎても履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を遅延利息として、本製品の購入価格その他の債務と一括して当社に支払うものとします。

## 第4章 本ライセンスの購入方法及び価格

### 第10条（本ライセンスの申込方法）

- 1 契約者による本ライセンスの購入は、原則クレジットカード決済によるものとします。契約者は本規約を遵守することを承諾の上、当社が用意するWEBサイトの画面上の購入フォームに必要事項を入力して、購入ボタンを押すことにより本ライセンスの購入の申込を行います。
- 2 前項の申込みがなされて、クレジットカード決済が完了した時点で契約が成立するものとします。

#### 第11条（本ライセンスの価格）

本ライセンスの価格は、当社が用意するWEBサイトに記載するものとします。

#### 第12条（購入金額等の支払い）

- 1 契約者は、本ライセンスの購入金額及びこれにかかる消費税等を、クレジットカードにより支払うものとします。  
（支払回数は1回払いのみとしています。また、カードブランドは、VISA、Mastercard、AMERICAN EXPRESS、JCBの発行のものに限ります。）
- 2 クレジットカード決済完了後の返金、キャンセルは一切受け付けできないものとします。
- 3 契約者がクレジットカード決済を行うにあたり、当社は契約者の決済情報（クレジットカード番号、クレジットカード有効期限、セキュリティコード及び購入金額）を決済代行委託先である「ストライプジャパン株式会社（以下、「ストライプジャパン」といいます）」に伝送により引き渡すことができるものとします。
- 4 当社は、クレジットカード決済に用いる契約者及び第三者のコンピュータ、通信機器、回線、ソフトウェアなどの環境により生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 5 本人以外の名義のクレジットカードでのご注文はお断りしております。当社は、お客様の本人性確認ができない場合又はお客様が直接契約されているクレジットカード会社（以下「カード会社」といいます）もしくはカード会社と提携しているクレジットカード会社によりクレジットカードの利用が拒絶された場合、お客様のご注文をお断りする又は取り消しします。

#### 第13条（本ライセンスの提供方法）

- 1 クレジットカード決済完了後、当社は本ライセンスファイルのダウンロードURLをWEBサイトに提示するものとします。契約者は当該URLより本ライセンスファイルをダウンロードするものとします。
- 2 本ライセンスダウンロード時に、当社が本製品購入時に提示するID及びパスワードにより契約者本人であることの認証を行うものとし、認証がされたことにより本ライセンスファイルのダウンロードが行われるものとします。

### 第5章 本ライセンスの有効期間

#### 第14条（本ライセンスの有効期間）

本ライセンスの有効期間は、本ライセンス購入時に契約者が指定した情報（利用期間）によるものとし、本製品に本ライセンスファイルをインストールした日から始まるものとします。

#### 第15条（本ライセンスの失効）

本ライセンス有効期間を超過した場合、本ライセンスは失効するものとします。

### 第6章 知的財産権及び機密保持

#### 第16条（知的財産権）

本製品に関する文書、図面、ドキュメント等を含め、本製品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び著作者人格権（著作権法第18条から第20条の権利）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又はその供給者に帰属するものとします。

す。

#### 第17条（機密保持）

- 1 契約者及び当社は、本製品の利用により知り得た相手方の販売上、技術上（ソフトウェアコード・構造・編成等）又は営業上その他の機密情報を、本製品利用のためにのみ使用するとし、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、漏洩しないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号に掲げる情報は機密情報として扱わないものとします。
  - (1) 既に公知の情報又は開示後受領者の責によらないで公知となった情報
  - (2) 本製品の利用により知り得た以前から保有していた情報
  - (3) 本製品の利用により知り得た情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報

#### 第18条（契約者情報の取り扱い）

- 1 当社は、当社のホームページ上で公開するプライバシーポリシーに基づき、契約者情報を厳格に取り扱います。当社のプライバシーポリシーのURLは以下の通りとなります。  
<http://www.ap-com.co.jp/security/index.html#kojin>
- 2 クレジットカード決済においては、決済代行委託先である「ストライプジャパン」のプライバシーポリシーに準じます。「ストライプジャパン」のプライバシーポリシーのURLは以下の通りとなります。  
<https://stripe.com/jp/privacy>
- 3 クレジットカード決済は、すべて「ストライプジャパン」のオンラインオーソリシステムを経由してカード会社又は提携カード会社に情報を転送するシステムとなっております。当社の社員、システム担当者がクレジットカード情報を保持・閲覧することはございません。

## 第7章 契約者の責任

#### 第19条（設備設定及び維持）

- 1 契約者は、自己の費用と責任において、本マニュアルに定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本製品利用のための環境を維持するものとします。
- 2 契約者は、本製品を利用するにあたり、自己の費用と責任をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネット等に接続するものとします。
- 3 契約者は、本製品を本規約、本マニュアルその他当社の指示する使用方法に従い通常の用法によって使用しなければならないものとします。

#### 第20条（ID及びパスワードの管理責任）

契約者は、契約者設備に関して、自己の責任において、ユーザーID及びパスワードを開示、貸与、共有するものとし、契約者以外の第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。ユーザーID及びパスワードの管理不備、漏洩、使用上の誤り、または第三者による不正使用等により損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第21条（バックアップ等）

契約者は、本製品を利用して発信、受信するデータ等については、自己の責任において、バックアップその他の管理、保存をするものとし、当社はかかるデータ等の消失、毀損等に関して、一切の責任を負わないものとします。

## 第22条（輸出管理）

契約者が、本製品を直接または間接的に輸出、海外への持ち出し、非居住者への提供に該当する取り扱いをする場合は、日本国の輸出関連法規に従い必要な手続きをとるものとします。なお、米国輸出管理法など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合も同様とします。

## 第23条（禁止行為）

契約者は、以下の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) 本製品を複製すること。
- (2) 当社の書面による同意がある場合を除き、契約者以外の第三者に対して、本製品をサブライセンスし、譲渡し、又はその複製物を譲渡、転貸すること。
- (3) 本製品の改変、逆アSEMBル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングをすること。
- (4) 本製品を用いて、第三者の著作権、肖像権等を侵害する行為又は不利益を与える行為、公序良俗に反する行為、法令に違反する行為又は違反のおそれのある行為をすること。
- (5) 商標、商号、著作権表示、説明文言その他本製品に記載されている権利に関する表示を削除ないし改変すること。

## 第8章 当社の免責

### 第24条（免責事項）

- 1 当社は、本製品の内容が、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障が生じないことを含め、本製品に関して、その完全性、確実性、有用性その他何らの保証もいたしません。
- 2 当社は、本製品又はその利用に起因して、契約者又は第三者が損害を負うことがあっても、結果的損害、付随的損害、逸失利益を含め、その原因を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。

## 第9章 製品保守サポート

### 第25条（保守サポートの提供）

当社は、本製品に関し当社が妥当とする下記の保守サポートを提供します。

- (1) お問い合わせサポート
- (2) 最新OSアップデート
- (3) 本ハードウェア保守

### 第26条（保守サポートの実施及び問い合わせ）

- 1 本製品の保守サポートは、当社もしくは当社の指定事業者が実施します。
- 2 なお、当社は本製品の保守サポートに係る窓口（E メールアドレス）を開設するものとし、その連絡先については本マニュアル内に明記するものとします。
- 3 製品の使用に関する問い合わせ対応は、E メールによって提供します。但し本マニュアル記載相当事項の継続的な質問や、本製品の利用に関わらない事項について当社は回答の責任を負いません。

### 第27条（保守サポートの内容）

当社は契約者に対し以下の保守サポートを提供します。

- (1) 本製品の保守サポート期間について（納品後1ヶ月の期間について）  
当社より納品された本製品において1ヶ月以内に不具合が発生した場合は、設計上あるいは製造上の欠陥における不具合で当社に責任がある場合に限り、1ヶ月間の無償修理、交換による不具合の解消に努めます。
- (2) 本製品の有償保守サポートについて（納品後1ヶ月間の期間を超えた場合について）  
契約者は、本ライセンスを購入することにより、前号と同様の保守サポートを受けることが出来ます。なお、当該有償サポートを受けない場合の、本製品に係る修理、交換に関する費用に関しては、当社が発行する都度の見積りに依ります。
- (3) 有償保守サポート期間について  
保守サポートが有効な期間は本ライセンス購入時に契約者が指定する情報（利用期間）に30日を加算した期間とします。保守サポート開始日は本ライセンス購入日からとします。
- (4) 契約不適合製造責任について  
当社は本規約に記述されていない特別な保証サポートや契約は行いません。またその他の保証や契約については明示的、黙示的の如何を問わず認めません。よって本製品の誤動作及び欠陥については、当社は修理もしくは交換によってのみにその責任を限定します。

#### 第28条（本ソフトウェアの更新）

当社はNEEDLEWORK管理コンソール（WEB画面）より本ソフトウェア更新を行うことができるアップデート機能を提供します。この機能を正常に動作させるために契約者はファイアーウォールやルータの指定ポートをオープンしなければなりません。ポートがオープンされていない場合は、本ソフトウェア更新ができません。契約者がNEEDLEWORK管理コンソールから更新を実施することにより本ソフトウェアは最新状態になります。

#### 第29条（サポートの対象外）

当社は、故障の原因が以下に掲げる各号に該当する場合、当社はいかなる責任も負わないものとし、契約者の依頼により修理、補修、改良又は機能の追加等を行った場合には、当該作業に要した費用を契約者に請求できるものとします。

- (1) 契約者設備又はその他の契約者社内システムによる不具合である場合
- (2) 本マニュアルに定める機能に定義しておらず、本来本製品が有しない機能である場合
- (3) 契約者が本規約、本マニュアルを遵守しないことが原因である場合
- (4) 天災及び通常の損耗や劣化による損傷が原因の場合
- (5) 契約者の過失、事故、不適切な環境（電力の急増、水害、熱にさらす等を含むが、これに限られない）及び管理の欠如による損傷が原因の場合。
- (6) 前各号のほか、当社の責めによらずして発生した事象が、本製品の正常な動作を妨げる原因である場合

## 第10章 本製品及び本ライセンスの販売終了

#### 第30条（終了通知）

- 1 当社は本製品及び本ライセンスの販売を終了する場合、契約者に対し3ヶ月前に販売終了通知を行うものとします。
- 2 販売終了通知は、本製品購入時に契約者が予め指定した電子メールアドレス宛に電子メールにて行うものとします。
- 3 本製品及び本ライセンスの販売を終了したことにより、契約者に発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第11章 その他

### 第31条（解除）

契約者及び当社は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知、催告を要することなく本契約を解除することができます。なお、本条による解除により相手方に対する損害賠償の請求は妨げられないものとします。

- (1) 購入金額の支払いを怠ったとき
- (2) 手形または小切手が不渡りとなったとき
- (3) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てがあったとき
- (4) 差押、仮差押、仮処分等を受け、または競売の申立てがあったとき
- (5) 解散、事業の全部又は重要な一部の譲渡が決議されたとき
- (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 本契約に違反し、相当の期間を定めた是正の催告を受けたにもかかわらず当該期間内に是正がなされないとき

### 第32条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者は、現在、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等・その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、契約者に損害が生じてこれを賠償することを要しません。
  - (1) 契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき
  - (2) 契約者の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 契約者が反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 契約者が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 契約者又は契約者の役員もしくは契約者の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 契約者自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

### 第33条（協議等）

本規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、契約者と当社は誠意を持って協議の上解決することとします。なお、契約の何れかの部分が無効である場合でも、契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

### 第34条（合意管轄）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、その訴額に応じて当社本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

株式会社エーピーコミュニケーションズ  
2020年8月24日制定